

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 29 日

高崎市長

提出者

住 所 埼玉県さいたま市常盤9-30-16

氏 名 株式会社 トキワ

代表取締役 小宮 健司

電話番号 048-831-7511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 トキワ 群馬営業所															
事業場の所在地	高崎市菅谷町693番1 (高崎市内発生分)															
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日															
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																
①事業の種類	建設業															
②事業の規模	47億3千万円															
③従業員数	175名 (群馬営業所: 40名)															
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <tr> <td>がれき類</td> <td>骨材化 (破碎)</td> <td>再生利用</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>埋立 (安定型)</td> <td>最終処分</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>再資源化 (破碎)</td> <td>再生利用</td> </tr> <tr> <td>廃乾電池類</td> <td>再資源化 (破碎)</td> <td>再生利用</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯 (水銀製品)類</td> <td>再資源化 (破碎)</td> <td>再生利用</td> </tr> </table>	がれき類	骨材化 (破碎)	再生利用	廃プラスチック	埋立 (安定型)	最終処分	廃プラスチック	再資源化 (破碎)	再生利用	廃乾電池類	再資源化 (破碎)	再生利用	蛍光灯 (水銀製品)類	再資源化 (破碎)	再生利用
がれき類	骨材化 (破碎)	再生利用														
廃プラスチック	埋立 (安定型)	最終処分														
廃プラスチック	再資源化 (破碎)	再生利用														
廃乾電池類	再資源化 (破碎)	再生利用														
蛍光灯 (水銀製品)類	再資源化 (破碎)	再生利用														

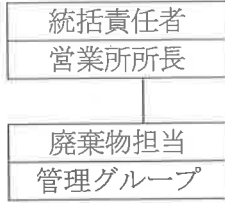
(日本産業規格 A-446)29

高崎市

受領

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査・選定と管理
- ・ 委託契約の締結
- ・ 産業廃棄物管理票の交付、管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	廃乾電池類	蛍光灯(水銀製品)
	排出量	2649.6550t	23.8900t	0.0345t	0.0275t
② 計画	(これまでに実施した取組)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。 ・ 廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・ 廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。 ・ 建設リサイクル法及びその基本方針に基づき、建設資材の再資源化を図ることにより埋立処分量の削減を図る。 ・ 事務所からの紙ごみは、「コピー紙」「新聞・雑誌類」「ダンボール」等に分別し、古紙リサイクルを徹底する。 				
	【目標】対前年比5%の排出量削減				
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	廃乾電池類	蛍光灯(水銀製品)
	排出量	2517.1720t	22.6955t	0.0328t	0.0261t
	(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削面積の減少努力。 ・ ポリエチレン管等のムダ切りを無くし、端材の発生を抑制する。 ・ 所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。 ・ 再生資材の使用を推進し、利用率をアップさせる。 					

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	アスファルトくず(がれき類)	・ 排出量の全量が道路材等に再生利用されている。
	コンクリートくず(がれき類)	・ 破碎選別処理により再生利用されるが、一部品質の悪いものは埋立処分の時もある。
	廃プラスチック類	・ その他はすべて安定型処分場で埋立処分されている。 ・ ポリエチレン管は全量が破碎後再資源化される。
	廃乾電池類	・ 破碎選別処理により再生利用されている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度(現状)と同様の取組を実施	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—	—
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施の予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—	—
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—	—
(今後実施する予定の取組) ・今後も実施の予定はない。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施の予定はない。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	廃乾電池類	蛍光灯(水銀製品)
	全処理委託量	2649.6550t	23.8900t	0.0345t	0.0275t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—
	再生利用者への処理委託量	2649.6550t	—	0.0345t	0.0275t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—
	(これまでに実施した取組) ・処理業者の選定・契約にあたっては、委託先の現地調査を事前に実施する。 ・2者契約を徹底し、適正な委託料金を確保する。 ・委託処理状況の確認は、定期的実施する。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。				

② 計画	【目標】 対前年比5%の排出量削減。				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	廃乾電池類	蛍光灯(水銀製品)
	全処理委託量	2517.1720t	22.6955t	0.0328t	0.0261t
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	2517.1720t	—	0.0328t	0.0261t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) 前年度(現状)と同様の取組を実施					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。